

朝日ライフ 日経平均ファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

愛称



本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ・ 本書により行うファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年8月14日に関東財務局長に提出しており、2023年8月15日にその効力が生じています。
- ・ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ・ ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づいて分別管理されています。
- ・ ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には信託約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されています。
- ・ 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者の請求により、販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
追加型投信	国内	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	日本	ファミリー ファンド	日経 225

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

●委託会社〔ファンドの運用の指図等を行います。〕

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第301号

設立年月日 1985年7月6日

資本金 30億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 5,186億円

（資本金および合計純資産総額：2023年5月末現在）

照会先

ホームページ <https://www.alamco.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-283-104（営業日の9:00～17:00）

●受託会社〔ファンドの財産の保管および管理等を行います。〕

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指して、運用を行います。

※日経平均株価は、東京証券取引所プライム市場に上場する225銘柄を選定し、その株価を使って算出する価格平均指数です。

■ ファンドの特色

1

原則として、日経平均株価採用銘柄のうち、200銘柄以上に投資します。

※流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。

2

株式の組入比率はできるだけ高水準を保ちます。

3

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することがあります。

※投資対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のために限ります。

※日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指すため、資金動向によっては、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日経平均株価について

「日経平均株価（日経平均）」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属します。

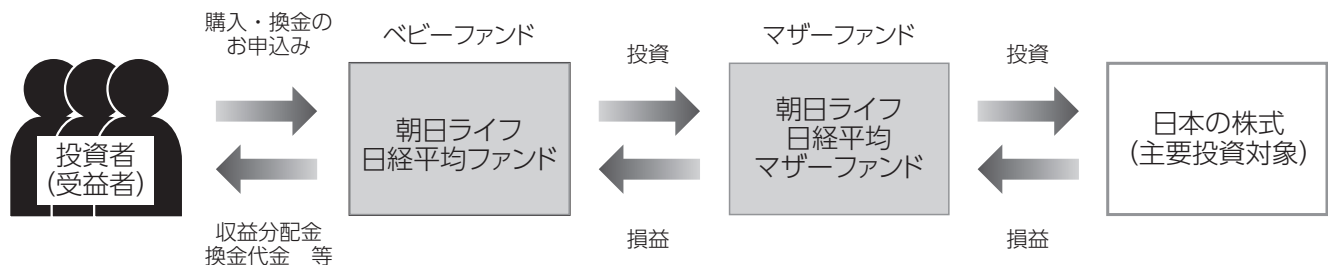
ファンドは、朝日ライフ アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引に関して一切の責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

▶ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。



- ・ファミリーファンド方式とは、投資者から集めた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
- ・マザーファンドを通じて投資を行いますので、前記はマザーファンドの特色です。
- ・マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

▶ 分配方針

年1回（11月15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。

投資リスク

ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

■ 基準価額の変動要因

株 価 変 動 リ ス ク	企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。
信 用 リ ス ク	ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、それらの価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
流 動 性 リ ス ク	ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

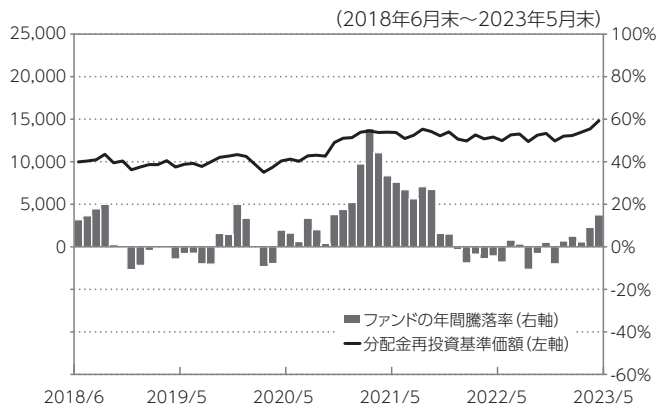
■ リスクの管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

流動性リスクの管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、ファンドの組入資産のモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督しています。

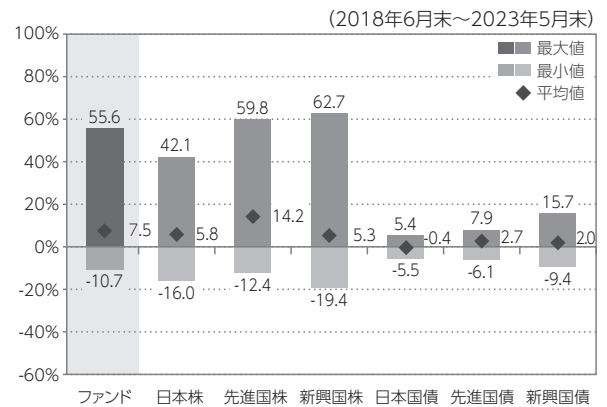
[参考情報]

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



・年間騰落率は、上記5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
・分配金再投資基準価額は、2018年6月末を10,000として指数化しています。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
・ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※2018年6月から2023年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株…… 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株… MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース)

新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しています。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

(2023年5月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後であり、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しています。(設定日：2000年11月30日)

※基準価額は信託報酬控除後です。

■ 分配の推移

決算期	分配金
2018 年 11 月	65 円
2019 年 11 月	860 円
2020 年 11 月	835 円
2021 年 11 月	1,900 円
2022 年 11 月	0 円
設定来累計	9,765 円

※分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

■ 主要な資産の状況

■ 資産別構成

	比率
株式	100.1%
うち先物	24.5%
その他資産	-0.1%
合計	100.0%

※比率は、ファンドの純資産総額に対する実質投資比率です。

■ 組入上位10業種

	業種名	比率
1	電気機器	19.6%
2	小売業	9.4%
3	情報・通信業	7.7%
4	医薬品	5.4%
5	化学	5.3%
6	機械	4.3%
7	サービス業	3.5%
8	輸送用機器	3.3%
9	精密機器	3.1%
10	食料品	2.7%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

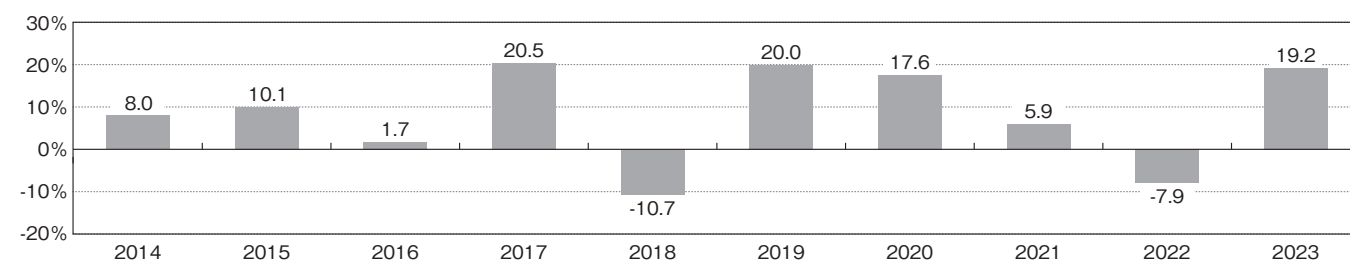
※業種は東証33業種分類によります。

■ 組入上位10銘柄

	銘柄名	比率
1	ファーストリテイリング	8.2%
2	東京エレクトロン	4.8%
3	アドバンテスト	3.0%
4	ソフトバンクグループ	2.7%
5	ダイキン工業	2.2%
6	KDDI	2.2%
7	ファナック	2.0%
8	信越化学工業	1.8%
9	テルモ	1.4%
10	TDK	1.3%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※2023年は5月31日までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込みとします。
購入の申込期間	2023年8月15日から2024年2月14日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みを制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：2000年11月30日）
繰上償還	受益権の口数が当初設定口数の10分の1または5億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。
決算日	毎年11月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※収益分配金をそのつど受け取るコースと自動的に再投資するコースがあります。 自動的に再投資するコースを選択された場合の収益分配金は、税金が差し引かれた後、決算日の基準価額で再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 当ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

▶ ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入価額に 2.2% (税抜2.0%) を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。	購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	—

＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年 0.55% (税抜0.5%) の率を乗じて得た額 ※毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	年率0.2% (税抜)	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.2% (税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.1% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	以下の費用などがファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ファンドの監査費用 (ファンドの日々の純資産総額に年0.0055% (税抜0.005%) の率を乗じて得た額。ただし年44万円 (税抜40万円) を上限とします。) ・有価証券売買時の売買委託手数料 ・先物・オプション取引等に要する費用		監査費用＝監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料＝有価証券等の売買の際に支払う手数料

※ファンドの費用 (手数料等) の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

▶ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※上記は2023年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。